

江東区行財政改革計画（令和2～6年度）実績概要版

1 行財政改革計画策定の背景

本区では、平成9年に「行財政改革大綱」および「財政健全化計画」を策定し、平成9年度から18年度にかけて「第一次・第二次定員適正化計画」、平成16年度には「アウトソーシング基本方針」を定めるなど、継続的に行財政改革に取り組んできた。また、平成17年度から21年度には、国の「集中改革プラン」に対応した施策を展開してきた。

予断を許さない行財政環境のもと、未来の江東区づくりに向けた堅固な基盤を築き、長期計画を着実に推進するため、平成23年10月には「江東区行財政改革計画（平成23～26年度）」を、平成27年3月には「江東区行財政改革計画（後期）（平成27～令和元年度）」を策定した。

令和2年3月には、これまでの計画の内容を踏襲しつつ、社会情勢や区民ニーズの変化に対応する見直しを加えた「江東区行財政改革計画（令和2～6年度）」を策定した。これにより、引き続き堅固で効率的な行財政運営の実現を目指している。

2 計画の目的

- (1) 透明・公正な行財政運営の実現
- (2) 効率的な行財政運営、組織体制の確立及び人材育成
- (3) 安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立

3 計画の進行管理

長期計画推進委員会で進行管理し、進捗状況は区議会に報告する。

4 行財政改革計画（令和2～6年度）における主な取り組み

全64項目の取り組みを実施した。主な取り組みについては、以下のとおり。

(1) 開かれた区政と区民の参画・協働の実現

- ① No.1 行政評価制度の活用
外部評価を活用し、評価結果を次年度予算及び長期計画（後期）に反映させた。
- ② No.4 契約事務の見直し
契約制度の改正や入札監視委員会の設置・開催、希望型指名競争入札の導入等を実施。

(2) 効率的な区政運営と職員の育成

① 民間委託の推進

No.	項目名	取組内容
No.19	学校用務の見直し	平成23年度から委託開始。令和6年度現在、小学校45校中41校、中学校23校中16校、義務教育学校1校、幼稚園16園中9園の計67校園で実施。
No.21	区立保育所の民営化	令和2年度から令和6年度にかけて、辰巳第二保育園、東砂第三保育園の2園で指定管理者制度を導入。
No.25	福祉会館のあり方検討	令和2年度から令和6年度にかけて、大島福祉会館、東陽福祉会館、古石場福祉会館、東砂福祉会館の4館で指定管理者制度を導入し、令和6年度に塩浜福祉会館の指定管理者の指定議決を受けた。これにより、令和7年度にすべての福祉会館を民営化。

※指定管理者制度導入のほか、様々な業務の民間委託に取り組んだ。

② 効率的な施設運営のあり方の検討

No.	項目名	取組内容
No.13	区立幼稚園のあり方の検討	令和3年度に2園、令和5年度に2園、令和6年度に1園を閉園。令和2年度に2園、令和5年度に1園で3歳児保育の開始。令和2年度から2園で預かり保育の開始。

③ ICT利活用の推進

No.	項目名	取組内容
No.44	情報化推進プランの推進	AIやRPA等を導入・拡充し、ICTの利活用を推進。

④ 窓口サービスの向上

No.	項目名	取組内容
No.45	窓口サービスの向上	・申請書類の押印見直し方針の策定と、翌年度における方針に基づく押印廃止の実施。 ・転出入に関するワンストップサービスの各出張所への拡大と、本庁・豊洲特別出張所におけるキャッシュレス決済及び自動釣銭機の導入。 ・休日臨時窓口の開設、人事異動職員への兼務発令による円滑な窓口事務の実施。
No.46	窓口業務のあり方検討	・マイナンバーカード関連事務の本庁・豊洲特別出張所・各出張所への拡大、本庁交付窓口の土曜開庁の実施、電子証明書更新専用臨時窓口の開設。 ・おくやみコーナーの開設による、死亡時の複雑な手続きの一括案内・受付体制の整備。

⑤ 公有財産の適切な管理と有効活用

No.51	工業用水廃止に伴う魚釣場等の施設管理の見直し	令和4年度に豊住・砂町魚釣場を閉鎖。砂町魚釣場跡地は区民農園として整備し、令和7年度から利用を開始。また、横十間川親水公園内の田んぼ、しょうぶの池の工業用水から上水道への切り替えと、節水の取組を実施。
-------	------------------------	--

(3) 自主・自律的な区政運営の推進

- ① No.57 区税の収納率の維持・向上
スマートフォン決済の導入や共通納税システムを利用した収納を一部開始することにより、キャッシュレス納付を推進した。また、医療保険課、介護保険課と連携し債権確保の強化を行うことで収納率の向上を図った。
- ② No.61 新たな歳入確保策の検討
令和3年度より、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施した。令和6年度からは返礼品付きふるさと納税を導入している。また、広告事業については、自転車駐輪場マップへの広告掲載などの新たな取組を加え、全庁的に推進している。

5 定員適正化の実施

行財政改革計画（令和2～6年度）における定員適正化計画では、令和6年度までの職員数を2,715名以内とする計画としていた。

令和2年度から令和4年度にかけては職員数が減少傾向にあったが、令和5年度以降は行政需要の増加により、職員数は令和5年度に前年度比12名増の2,659名となった。計画の最終年度である令和6年度には、職員数は2,709名となり、定員適正化計画の範囲内となった。

令和7年度以降の新たな定員適正化計画においては、定年の引上げや自治体DXの推進など、行政の運営体制のあり方については過渡期である一方、機動的な組織体制の構築が必要であることから、令和11年度までの予定職員数を設定しない計画とした。今後は、個別の行政課題ごとに業務量を正確に算定し、適正な職員数の確保を図る。

